

福島市農業委員会
農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年 3月28日

令和 3年 4月 1日改定

福島市農業委員会

第1 基本方針（基本的な考え方）

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市の農地は、中央部は平坦で田畑地帯が連なり、北部および北西部は果樹地帯として、りんご、もも、なしの特産地となっている。また、南部及び南西部は水田地帯となっており、吾妻山系から流れる水は、これらの田畑をうるおし、荒川、松川、摺上川となって市を南北に縦貫する阿武隈川に注いでいる。そのような環境の中、本市の農業は農業従事者の高齢化や担い手不足、原発事故に起因する風評も未だに影響を及ぼしており、厳しい状況下にあることから、福島市農業委員会としては、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化など、農地等の利用の最適化に積極的に取り組む必要がある。

以上の観点から、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「遊休農地の発生防止」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の推進」が一体的に進んでいくよう、福島市農業委員会の指針として具体的な取り組みを下記のとおり定める。

なお、この指針は、令和7年度を目標とし、5年ごとに改訂される「福島市農業・農村振興計画」の目標及び必要に応じて検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
令和3年4月 (実績)	7,351ha	561ha	7.6%
令和7年度 目標	7,140ha	540ha	7.5%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められていることから、管内を7つの区域に分け、農業委員及び推進委員の連携により農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消及び違反転用発生防止対策等について取り組む。

調査時期については、8月から10月を「農地パトロール」と位置づけ、広報紙により調査の趣旨を周知し、農業者に協力を呼びかける。なお、従来から利用状況調査の中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用状況調査終了後、農地所有者に対し、農地法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施し、その意向を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

○利用状況調査のなかで、B分類（再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
令和3年4月 (実績)	6,790ha	1,145ha	16.9%
令和7年度 目標	6,600ha	1,366ha	21.0%

注1：農業経営基盤強化促進法等による利用集積面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の実質化について

○農業委員会は、農業委員や農地最適化推進委員の地域の話し合いの場への出席や農地の効率的な利用に資する情報の提供などの協力を行う。

② 農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱いについて

○農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
令和3年4月 （実績）	36人	6法人
（令和7年度） 目標	200人	16法人

注1：新規参入者数については、単年度新規参入者の目標年度までの累計値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、積極的に支援する。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

○新規参入の相談があった場合には、県、市、農協等関係機関と情報を共有し、農業委員及び推進委員が農地をあっせんするなど、地域で円滑に就農できるようアドバイスする。

○農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

第3 その他農業委員会の諸施策

（福島市の農業の活性化に向けた農業委員会の諸施策）

○「農業者等との意見交換会」を実施し、農業現場が直面する課題や本市農業施策への意見等を把握するとともに、農地利用最適化推進施策をとりまとめ、市に対して改善を働きかける。

○広報紙「農業委員会会報」等を発行し、農業委員会活動の見える化を図る。